

取水超過は確信犯！ 謝罪と経営責任を明確にせよ！

2月10日、本部は、「申第21号 取水超過に関する申し入れ」の業務委員会を開催し、東海道新幹線、岐阜羽島・京都間の雪害対策として岐阜県の一級河川から取水した水量が県の許可量より4年間で約10万トン超過していた件について議論してきました。

私たちは、この取水超過事件を、先のJ R 東日本信濃川発電所不正取水問題に引き続く企業犯罪と認識するとともに、「緊急避難的にやむを得なかった」と開き直る会社の姿勢は確信犯であり労働組合として到底看過出来るものではありません。

職場で真面目に汗して働く社員への裏切りを許さないためにも、その経緯と経営責任を明らかにするよう追及しましたが、会社は、マスコミ発表通りの経緯と対策を述べるに止まり、経営責任については議論しないという態度に終始しました。会社回答と主な議論は以下の通りです。

1. 取水超過の経緯と対策を明らかにすること。

【回答】

東海道新幹線では、冬季の雪害対策としてスプリンクラーによる散水を実施しているが、岐阜県の相川、藤古川から取水し、散水している箇所について、平成17年から20年度における取水実績が、多雪時に緊急避難として散水を継続した際に許可条件（1日最大取水量）を超過した日があったため、岐阜県より行政指導があった。対策として、流量計を設置することにより、従来以上に正確な取水量の把握を行うと共に、許可された1日最大取水量に達する時点で自動的に取水を停止することとした。

2. 取水超過に対する経営責任を明らかにすること。

【回答】

これまで、河川への影響は聞いていないし、河川への影響はないと考えている。尚、今回改めて水利使用規則を遵守し、従来以上に正確な取水量の把握を行うと共に、適切な報告を行ってきている。

3. 岐阜県はもとより国民に謝罪すること。

【回答】

2の回答と同じである。

4. 「許可量を超えた時点で、取水をやめる処置を取った」としているが、その場合の安全な運行はどのように行うのか明らかにすること。

【回答】

規程に基づき積雪の状況に応じた列車運行を指示するので、安全上何ら問題はない。また、暫定ではあるものの、1日最大取水量の変更許可を得ており、河川の状況等を踏まえて現時点ではこれまでと同じレベルの運行が可能となっている。

安全確保のため取水超過を容認！

組合：取水超過があった時に、許可されていた取水量はいくらか。

会社：1日最大2000立米である。

組合：変更後の取水量はいくらか。

会社：1日最大相川で4700立米、藤古川で4400立米である。

組合：取水の計測はどのくらいのスパンで報告したのか。

会社：毎月分を翌月の10日に、10日単位のデーターを報告していた。

組合：相川、藤古川以外の河川があるのか。また、その河川に問題は発生していないのか。

会社：天野川、黒血川等がある。他の河川はルールに基づいて取水しており問題はなかった。

組合：行政指導の中身は何か。

会社：「取水実績について、是正するための措置を報告しなさい。取水量の有無に関わらず、1日毎の取水量を1ヶ月分まとめて報告しなさい」というものだ。

組合：「緊急避難」と会社は答えたが、その時に岐阜県に報告すべきではなかったのか。

会社：基準となっている許可の報告は、単位時間あたりの散水量（ポンプ定格）に散水時間を掛けた散水量を取水量のニアリーイコールとしていた。水量計が昭和42年のものであったので厳密に計量ができなかった。

組合：報告すべきではなかったのか。

会社：コンプライアンスとしては報告すべきであった。

組合：今季については問題は発生していないか。

会社：暫定とする取り扱いをすることによって、必要な取水ができている。1日18時間半の水量を設定している。

組合：安全を確保するために取水超過をした、としながら、（今後は）1日の

許可された最大取水量に達する時点で取水を停止するたは矛盾する。
会社：最大取水量に達した場合や、河川が枯れてきたら散水を中止せざるを得ない。積雪状態に応じて列車を徐行させていくから問題はない。

取水超過は認識、明らかに確信犯！

組合：岐阜県への報告の方法はどのようにしていたのか。10日単位の報告は、延水量で報告していたのか、1日単位の取水量として報告していたのか。
会社：正確な報告の仕方は今わからないので、後で調べて説明する。
組合：申し入れをして2ヶ月経っている。調べておくべきだ。
組合：取水超過は認識していたのか。
会社：うすうす感じた者もいた。
組合：以前から取水超過を認識していたのではないか。
会社：定検で取水量×ベースで計算していた。10日ベースであったので。
組合：1日の取水量が超過しても、10日間でならしたらいいのではないかという認識が会社にあったのではないか。
会社：そういう認識はないと思う。
組合：取水超過の認識はあり、明らかに確信犯ではないか。
会社：・・・・。

河川への影響がないから謝罪しない！

組合：では何時から取水超過を認識をしていたのか。
会社：今回明確な違反を認識した。
組合：煙草や眼鏡で社員に対しては、厳しく対応して処分まで出している。正直に答えるべきである。「岐阜県は何も言わなかった」と説明したのではないか。マスコミ報道で、大竹敏雄施設部長は「雪の降り方に波があり、緊急的にやむを得ず利用した」との釈明したと報道されている。今回ではなく以前から認識していたのではないのか。
会社：マスコミにはしっかり対応している。
組合：岐阜県に取水超過をしたという報告をするという判断は何時したのか。J R 東日本の信濃川の取水の問題が発覚したからではないのか。J R 東日本は謝罪をしている。J R 東海も社会的な信用を失墜したのであるから、謝罪をすべきだ。
会社：J R 東日本の取水は改ざんがあった。河川法75条に基づく監督処分でありJ R 東海は河川法73条違反の行政指導である。悪質ではない。
組合：それは会社の正式見解か。
会社：悪質というのは撤回する。
組合：謝罪はしないということか。

会社：河川への影響はなかった。

法令遵守に対する意識の低さは認める！

組合：会社はこの問題で誰を処分したのか。

会社：処分についてはこの場では議論しない。

組合：会社は、コンプライアンス違反をしたということであり、法令遵守に対しての意識の低さ、甘さがあったものである。そこは認めるのか。

会社：その通りである。

以 上